

IV 健康危機管理体制（平成26年度）

1 健康危機管理関係

当地域県民局管内において、食中毒、毒物・劇物、飲料水、医薬品、感染症その他何らかの原因により発生する県民の生命や健康に影響を及ぼすおそれがある健康危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その対応については、関係法令等並びに「青森県危機管理指針」、「青森県健康危機管理対策実施要綱」及び「中南地域県民局地域健康福祉部健康危機管理手引書」に従って対応するものである。

(1) 健康危機管理体制

ア 地域健康危機管理協議会

管内における健康危機管理対策を講じるため、地域健康危機管理協議会を設置し「管内市町村における健康危機管理対策に関する現状」等について必要に応じて検討・協議を行う。

イ 地域健康福祉部内対策会議

健康危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、既存マニュアル等で対応する場合を除き、当該健康被害の規模その他の状況により当該健康被害に係る応急対策を検討する必要があると地域健康福祉部保健総室長が認めた場合、「地域健康福祉部内対策会議」を設置する。

ウ 現地危機対策本部

「青森県危機対策本部」が設置され本部長が必要と認めた場合、当地域健康福祉部内に「現地危機対策本部」を設置する。

(2) 情報連絡体制

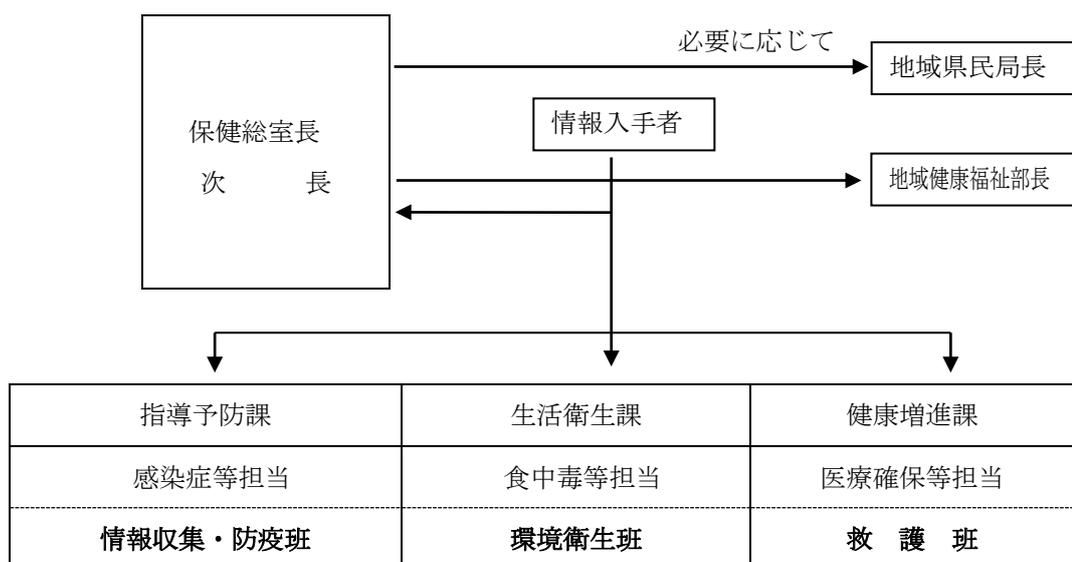
ア 地域健康福祉部内緊急連絡体制

健康危機情報を入手した職員は、下記により速やかに保健総室長等上司に情報を報告する。

イ 勤務時間外における緊急連絡体制

勤務時間外においても健康危機情報を入手した職員は、速やかに保健総室長等上司に情報を報告する体制を常に整えている。

【緊急連絡体制】



V 関係団体等名簿

1 附属機関

弘前保健所には2つの附属機関が設置されており、その組織等については青森県附属機関に関する条例（昭和36年青森県条例第14号）で定められている。

(1) 弘前保健所結核診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）に基づき、就業制限通知（法第18条第1項）、入院勧告（法第20条第1項）及び入院延長（法第20条第4項）ならびに医療費の公費負担申請（法第37条の2第1項）に関する必要な事項について、知事の諮問に応じ審議するほか、知事からの報告（法第18条第6項及び第19条第7項）に対して意見を述べるものであり、次の委員により原則として月2回開催されている。

委員	現職	備考
工藤 隆士	工藤内科小児科医院長	委員長
鳴海 晃	ナルミ医院長	
川口 則雄	弘前市民生委員児童委員協議会会長	

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

(2) 弘前保健所感染症診査協議会

法に基づき、就業制限通知（法第18条第1項）、入院勧告（法第20条第1項）及び入院延長（法第20条第4項）に関する必要な事項について、知事の諮問に応じ審議するほか、知事からの報告（法第18条第6項及び第19条第7項）に対して意見を述べるものであり、次の委員により必要に応じて開催されるものである。

委員	現職	備考
萱場 広之	弘前大学大学院医学研究科 臨床検査医学講座教授	
澤田 美彦	沢田内科医院長	
小田桐 ミツエ	人権擁護委員	

任期 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

2 保健所嘱託医師

氏名	担当科	勤務先（職名）
坂本 隆	精神保健福祉相談	藤代健生病院 名誉院長
田崎 博一	精神保健福祉相談	弘前愛成会病院 院長
菅原 典夫	精神保健福祉相談	青森県立精神保健福祉センター精神保健医長 （※派遣依頼による）

平成26年4月1日現在

3 津軽地域保健医療推進協議会

(1) 津軽地域保健医療推進協議会委員名簿

(任期：平成24年7月1日～平成26年6月30日)

区 分	所属団体名	役 職 名	氏 名	備 考
保健医療福祉 に従事してい る者	一般社団法人弘前市医師会	会長	田村 瑞穂	協議会会長
	一般社団法人南黒医師会	会長	三上 忠英	
	一般社団法人弘前歯科医師会	会長	柴田 典明	
	南黒歯科医師会	会長	阿保 雅彦	
	一般社団法人青森県薬剤師会弘前支部	支部長	前田 淳彦	
	弘前市立病院	院長	東野 博	
	黒石市国民健康保険黒石病院	院長	村田 有志	協議会副会長
	国民健康保険板柳中央病院	院長	濱田 啓一	
	医療法人ときわ会	理事長	西田 傳	
	津軽地域精神科救急医療システム 調整委員会	委員長	田崎 博一	
	青森県看護協会中弘南黒支部	支部長	竹内 悦子	
学識経験を 有する者	弘前大学大学院医学研究科	教授	福田 眞作	
関係団体の 役職員	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	常務理事	高橋 文雄	
	弘前労働基準監督署	署長	大田 真	
	弘前地区消防事務組合	消防次長	下山 俊光	
行政機関の 職員	弘前市健康づくり推進課	課長	工藤 隆夫	
	黒石市健康推進課	課長	木村 斉吾	
	平川市健康推進課	課長	對馬 光弘	
	中南津軽郡町村会 (藤崎町福祉課)	課長	齋藤 美津昭	

委員数：19名（平成26年3月1日現在）

(2) 津軽地域保健医療推進協議会医療対策部会名簿

(任期：平成24年7月1日～平成26年6月30日)

所属団体名	役職名	氏名	備考
一般社団法人弘前医師会	会長	田村 瑞穂	会長指名
一般社団法人南黒医師会	会長	三上 忠英	〃
一般社団法人弘前歯科医師会	会長	柴田 典明	〃
南黒歯科医師会	会長	阿保 雅彦	〃
一般社団法人青森県薬剤師会弘前支部	支部長	前田 淳彦	〃
弘前市立病院	院長	東野 博	〃
黒石市国民健康保険黒石病院	院長	村田 有志	〃
国民健康保険板柳中央病院	院長	濱田 啓一	〃
医療法人ときわ会	理事長	西田 傳	〃
津軽地域精神科救急医療システム調整委員会	委員長	田崎 博一	〃
青森県看護協会中弘南黒支部	支部長	竹内 悦子	〃
弘前大学大学院医学研究科	教授	福田 眞作	〃
弘前地区消防事務組合	消防次長	下山 俊光	〃
弘前市健康づくり推進課	課長	工藤 隆夫	〃
黒石市健康推進課	課長	木村 斉吾	〃

部会員数：15名（平成26年3月1日現在）

(3) 津軽地域保健医療推進協議会保健対策部会名簿

(任期：平成24年7月1日～平成26年6月30日)

所属団体名	役職名	氏名	備考
一般社団法人弘前医師会	会長	田村 瑞穂	会長指名
一般社団法人南黒医師会	会長	三上 忠英	〃
一般社団法人弘前歯科医師会	会長	柴田 典明	〃
南黒歯科医師会	会長	阿保 雅彦	〃
津軽地域精神科救急医療システム調整委員会	委員長	田崎 博一	〃
弘前労働基準監督署	署長	大田 真	〃
弘前市健康づくり推進課	課長	工藤 隆夫	〃
黒石市健康推進課	課長	木村 斉吾	〃
平川市健康推進課	課長	對馬 光弘	〃
中南津軽郡町村会（藤崎町福祉課）	課長	齋藤 美津昭	〃
中南地方保健協力員連絡会	会長	山崎 和子	部長委嘱
青森県栄養士会弘前地区	運営委員長	平野 聖治	〃
弘前保健所管内食生活改善推進員連絡協議会	会長	齋藤 明子	〃
一般社団法人弘前地区労働基準協会	専務理事	松森 満	〃
弘前・黒石地域産業保健センター	事務局長	新堀 猛	〃
田舎館村役場厚生課	主任保健師	須藤 照枝	〃
大鰐町保健福祉課	健康推進係長	鈴木 弘美	〃
西目屋村住民課	保健師	成田 彰宏	〃
板柳町健康福祉課	課長補佐	野上 喜代	〃
中南教育事務所	指導主事	小山内 睦子	〃

部会員数：20名（平成26年3月1日現在）